

## IV 災害支援ナース派遣の基本的な考え方

災害支援ナース派遣は、県内発生時の対応と県外発生時の対応があり、県内発生時における県内の災害支援ナースの派遣対応(指揮命令、派遣決定、ナースの身分補償、その他実費弁償等)は、基本的に沖縄県との協定書により行うものとし、県外発生時における県内の災害支援ナースの派遣対応は、日本看護協会との協定により行うものとする。

また、災害発生時は、災害の規模等に応じて次の通り、レベル1・2・3に区分(表1)し、その区分に定められた方法で日本看護協会と調整を行う他、沖縄県とも必要な連絡調整を行う。

### 1 災害時支援の対応区分

表1 災害時支援の対応区分(日本看護協会)

|  |   |
|--|---|
| (単<br>独<br>支<br>援<br>対<br>応)<br>レ<br>ベ<br>ル<br>1 | 被災県看護協会のみで災害時の看護支援活動が可能な場合をレベル1とする。レベル1においては、被災県協会が災害支援ナースを派遣し、災害時の看護支援活動を実施する。   |
| (近<br>隣<br>支<br>援<br>対<br>応)<br>レ<br>ベ<br>ル<br>2 | 被災県協会のみでは災害時の看護支援活動が困難又は不十分であり、近隣の都道府県看護協会(以下「近隣県協会」という。)からの支援が必要な場合をレベル2とする。レベル2においては、本会の要請の下、被災県看護協会及び近隣県協会が災害支援ナースを派遣し、災害時の看護支援活動を実施する。  |
| (広<br>域<br>支<br>援<br>対<br>応)<br>レ<br>ベ<br>ル<br>3 | 被災県協会及び近隣県協会のみでは災害時の看護支援活動が、困難又は不十分であり、当該活動が長期化すると見込まれる場合をレベル3とする。レベル3においては、本会の要請の下、全国の都道府県看護協会(被災県協会及び近隣県協会を含む)が災害支援ナースを派遣し、災害時の看護支援活動を実施する。ただし、災害支援ナースの派遣に際し、都道府県看護協会が行政又は関係諸機関(災害支援ナースの所属施設を含む)と調整する必要がある場合、支援対応区分を問わず、その調整は都道府県看護協会が行う。 |